

## 葉山マリーナヨットクラブ休会・復帰制度運用細則

HMYC 事務局

### 1. 休会対象者

長期海外赴任や地方転勤または病気療養などにより、クラブの活動には賛同し参加する意思は持ちながら参加できない会員。

### 2. 休会の期間

最大5年とする。

### 3. 休会の承認

休会は会長の承認事項とし、会長は理事会に報告する。

### 4. 休会申請方法

HMYC ホームページより休会届をダウンロードし、必要事項を記入する。

申告年数分の休会会費を前払いとして納付指定口座に振り込む。

納付指定口座：三井住友銀行 逗子支店 普通5175861 葉山マリーナヨットクラブ

振込ご利用控えを休会届の指定場所に貼り付ける。

休会届を事務局（葉山マリーナハーバー事務所）まで郵送かFAXもしくは届ける。

郵送先

〒240-0112 神奈川県三浦郡葉山町堀内50-2 葉山マリーナヨットクラブ 事務局宛

FAX (株)葉山マリーナ (046) 876-1146まで

### 5. 休会会費

代表会員 年額 ¥5,000 一般会員 年額 ¥1,000

### 6. 休会会費の支払

休会予定期間の休会会費を一括前払いで納付指定口座に振り込む。

三井住友銀行 逗子支店 普通 5175861 葉山マリーナヨットクラブ

### 7. 復帰

HMYC ホームページより復帰届をダウンロードし、必要事項を記入する。

休会届を事務局（葉山マリーナハーバー事務所）まで郵送かFAXもしくは届ける。

送付先

〒240-0112 神奈川県三浦郡葉山町堀内50-2 葉山マリーナヨットクラブ 事務局宛

FAX 046-876-1146

### 8. 休会費調整

休会期間が申告より短かった場合、払い込み金額との差額は返金せず次年度以降の通常会費に充当する。

但し、差額は1年単位とし、端数月は切り捨てる。

### 9. 会報・ID

原則クラブ会報は休会中の会員にも送付（メール）する。但し、郵送の場合は国内送付に限定する。会員証の返却は求めない。

### 10. 運用

制度の運用開始は2004年1月1日とする。毎年3月31日以降の申請は翌年からの休会扱いとなり、本年の会費は通常会費を支払っていただきます。復帰も3月31日を基準として、当年か、翌年かを判定する。

2004.3.1 制定

2009.5.9 改定